

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）

日時：令和2（2020）年5月5日（火）

14：00～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）出席者

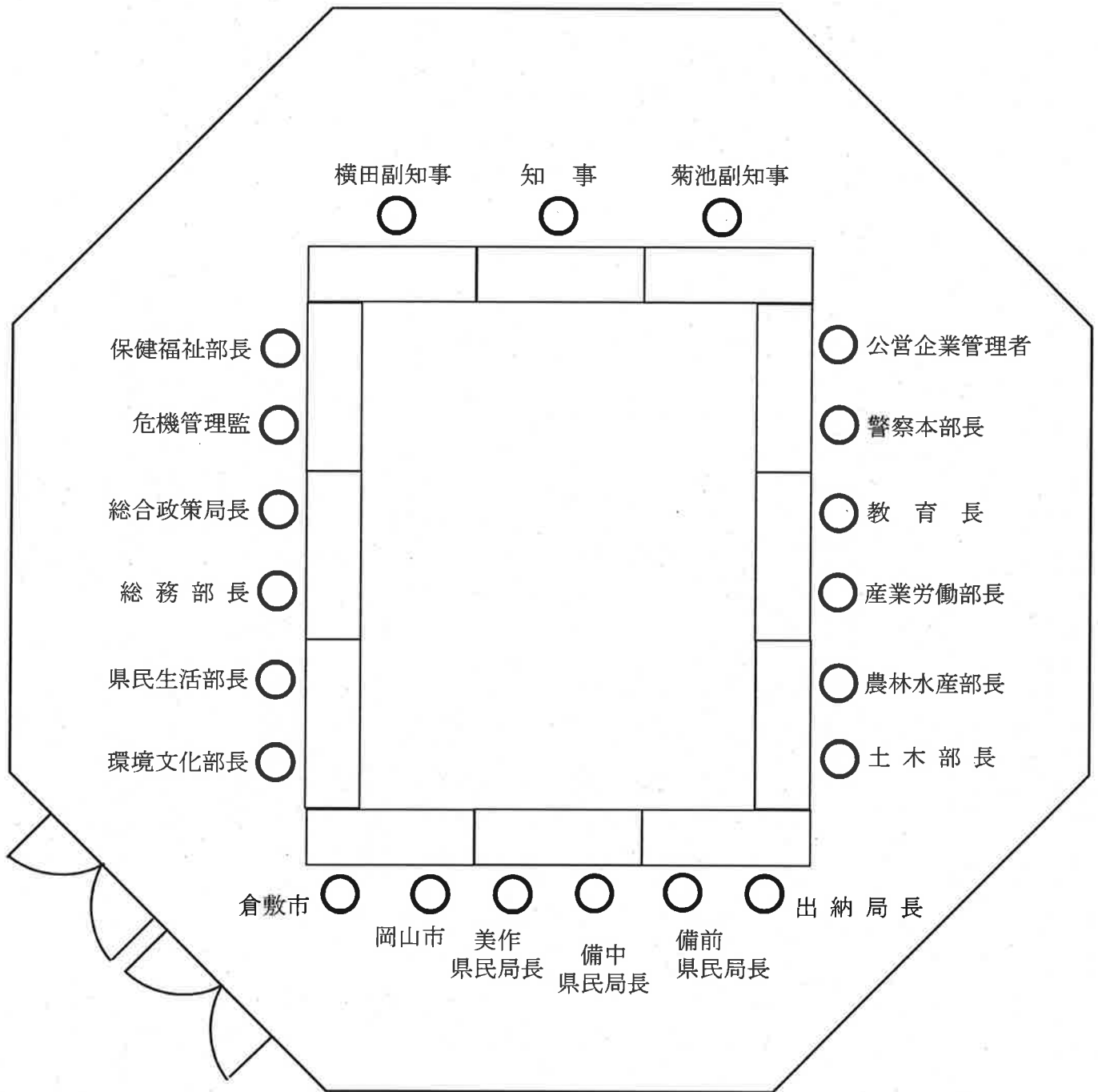
日時：令和2（2020）年5月5日（火）

14：00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 緊急事態宣言の延長を受けた岡山県の措置など

○ 総務部関係

- ・ 県有施設の利用再開等について

(添付資料)

- ・ 緊急事態措置の維持及び緩和等に関して
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言案」(2020年5月4日)

岡山県緊急事態措置（案）

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年5月7日から令和2年5月31日

3 実施内容

岡山県は、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言の対象となっているが、特定警戒都道府県とはなっていないことや県内の感染状況を踏まえ、法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止と社会経済活動の維持の両立に配慮した取組に段階的に移行するため、以下の対応を実施する。なお、今後の流行状況や医療体制の状況等を踏まえ、必要な場合には、期間内であっても内容の見直しを行う。

（1）外出に際しての協力要請（法第24条第9項）

- ・ 県民に対し、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えた移動は、仕事であっても極力控えることを要請する。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所には、絶対に行かないことを要請する。
- ・ 特に、他県でクラスターが発生しているような施設への出入りは、行わないことを要請する。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等の実践を要請する。

（2）イベントの開催自粛要請（法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請する。

ただし、比較的少人数で行うものについては、感染防止策を講じた上で開催可能とする。

（3）適切な感染防止策の協力要請（法第24条第9項）

- ・ 事業を継続している施設及び再開する施設に対し、適切な感染防止策の協力を要請する。
- ・ 他県でクラスターの発生報告があり、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設に対し、適切な感染防止策の徹底を要請する。
- ・ 屋内運動施設、遊興施設及び遊技場については、適切な感染防止策が講じられない場合には、法に基づかない営業自粛の要請とする。

3 (1) において県が出入りの自粛を要請する
他県でクラスターが発生した主な施設

- ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店
- ・スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
- ・バー
- ・カラオケ
- ・ライブハウス

3 (3) において県が要請する対策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理 (入場前の間隔 (できるだけ2 mを目安に) 確保)
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒 (共用部分 (エレベータのボタン、手すりなど) の定期的 (概ね1時間ごと) な消毒)
- ・ 施設内の換気 (概ね30分ごと窓の開閉など)

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔 (できるだけ2 mを目安に) の確保又は従事者と利用者の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 施設内で大きな声を出すことの禁止
- ・ 施設内で激しい運動の禁止
- ・ 飲食を主目的としない施設内での利用者の飲食禁止
- ・ 飲食を主目的とする施設での家族以外の多人数での会食禁止

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理 (有症状者の利用の制限など)
- ・ 従事者の健康管理 (有症状者の自宅待機など)
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家庭等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、遊技場のうちパチンコ店に求める対策

県外の居住者を入店させないこと

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方【改訂案】

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

交流イベント、スポーツイベント、展示会、講演、研修、不特定多数の者が参集する会合など(概ね50人規模以上)

(2) 全国規模のもの又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの

(4) 特定警戒都道府県や感染拡大警戒地域などにおいて実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- ・ 医療・福祉関係者等が集まるもの(患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮)

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

~~※ 緊急事態措置の期間中は、上記によらず、全てのイベント等について、自粛する。~~

※ 下線部は、4月17日からの変更点。

まん延防止の取組の段階的な変更のイメージ

(今後、患者の急激な増加がなかった場合)

5月7日～

・GW終了

・基本的対処方針の改訂

5月11日～

・他県の対応状況を踏

まえた対応

5月18日～

(GW終了後2週間経過)

5月25日～

6月1日～

・緊急事態宣言の解除?

基本的な感染防止策の実施、遠出の自粛、「三つの密」回避の徹底などを継続(新しい生活様式での活動となる)

感染防止策を徹底した上で、流行状況を踏まえながら段階的に再開を検討
(感染拡大時は対策を強化)

外出自粛

県境を越えた移動自粛、三つの密を避ける、新しい生活様式の取組などを要請

企業活動

在宅勤務(テレワーク)、時差出勤などの取組を引き続き行うよう依頼

県有施設

適切な感染防止策を行った上で、順次、開館。

(ただし、県外からの観光客の多い施設や、クラスター発生リスクの高い屋内運動施設を除く)

県立学校

臨時休業

流行状況等を踏まえ、再開を検討

県主催イベント

全国的・大規模なものは自粛。小規模(概ね50人以下)のものについては、感染防止策を講じた上で開催可能。

小売店等

適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(事業者の判断)

飲食店等

適切な感染防止策を行った上で、徐々に再開(事業者の判断)、ただし、家族以外の多人数のグループでの会食は自粛を要請

高齢者福祉施設

クラスターの発生防止のため、特段の感染防止策を法に基づき要請

屋内運動施設

適切な感染防止策の法に基づき要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛の要請を行う

遊興施設

遊技場

パチンコ店

適切な感染防止策及び県外客を入店させないことを要請、対策が講じられない場合は、法に基づかない営業自粛の要請を行う

県有施設の利用再開等について（案）

4月17日に開催された岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）において決定された方針等に基づき、多数の方が利用される県有施設の休止を行っているところであるが、次のとおり県有施設の利用を再開する。

記

5月7日以降、適切な感染防止策を講じた上で順次利用を再開する。

ただし、屋内運動施設及び県外からの多数の来客が見込まれる観光集客施設等については、休止を継続する。

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起(1月6日付け厚生労働省事務連絡)
- 16日(木) 専用ホームページの開設
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置、県民へのお願いチラシの作成
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 17日(月) 「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応に変更
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 22日(土) 「岡山県新型コロナウイルス感染症医療連携会議」の開催
- 26日(水) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を決定
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 12日(木) 「第2回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 19日(木) PCR検査機器の増設(2台体制とし、検査能力が1日約40件へ増加)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 24日(火) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月3日(金) 「第3回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定
県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」の設置
- 24日(金) 「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 27日(金) 「第4回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議(Webによる情報提供)」の開催
- 5月1日(金) 屋外検体採取センターの設置

2 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

一般電話相談件数 30,609件
本庁 14,157件(2月4日～5月3日)
保健所・支所 16,452件(1月6日～5月3日)

(2) 帰国者・接触者相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行っている。

相談件数 5,587件(2月7日～5月3日)

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

PCR検査実施機関 4機関(1日当たり約80件対応可能)

実施人数 1,287人(2月1日～5月4日、うち他県協力分88人)

※この他、帰国者・接触者外来でも医療保険によるPCR検査が可能

(4) 医療体制

① 帰国者・接触者外来

帰国者・接触者相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。

医療機関数 33機関

受診患者数 980人(2月7日～5月3日)

② 入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。

117床(34機関)

うち感染症指定医療機関における入院病床数 26床

③ 人工呼吸器 県内保有数 517台

④ ECMO 県内保有数 28台

⑤ アビガン等の使用可能医療機関 4機関

(5) 生活費の支援

① 生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

1,770件 312,245千円(3月25日～4月30日)

② 住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に、各福祉事務所が家賃の代理納付を行っている。

10件(4月20日～24日)

(6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

<医療機関>

2月10日(87,000枚) 3月18日(32,000枚)

3月31日(254,000枚) 4月6日(253,000枚)

4月13日(253,000枚) 4月22日(253,000枚)

<高齢者施設等>

3月30日(40,000枚)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者（5月4日現在）

（単位：人）

合 計	入院中	退 院	
		うち退院検査中	
23	8	4	15

（参考）新型コロナウイルス感染者の退院基準（厚生労働省通知による）

- 1 患者の症状軽快後、24 時間後（無症状病原体保有者については、陽性の確認から 24 時間後）に PCR 検査を実施。
- 2 1 の検査で陰性が確認されたら、1 の検体採取後 24 時間以後に再度採取を行い、2 回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考 「PCR検査実施人数」及び「帰国者・接触者外来受診患者数」の推移)

